



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 AUGUST/148号

★ 特許審査基準の改訂 ★

「発明の単一性の要件」と「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準が改訂され、平成 25 年 7 月 1 日以降の審査に適用されています。

改訂以前の審査基準に対しては、審査対象の決定についてもっと柔軟性を持たせるべきではないか、という批判がよく聞かれました。新規性や進歩性の要件が特許発明の成立にとって本質的なものであるのと異なり、発明の単一性、シフト補正の要件は、主として特許庁における審査上の都合にすぎないものだからです。

それを受けて、今回の審査基準改訂では、発明の単一性、シフト補正の要件の判断を必要以上に厳格に行うことがないようにする、という基本的姿勢がとられています。

1. 発明の単一性の要件

新たに以下の発明が審査対象に加えられます。

- (1) 請求項1に記載された発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリの請求項に係る発明。ただし、請求項1の課題と追加された特徴の課題との関連性が低い場合、請求項1の技術的特徴と追加された技術的特徴との技術的関連性が低い発明を除く。
- (2) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明。

[例1] (裏面の事例参照)

請求項 1: A (特別な技術的特徴なし)
請求項 2: A+B (Bに特別な技術的特徴あり)
請求項 3: A+C

(判断) 上記ケースでは、従来、請求項 1、2 は審査されましたが、請求項 3 は審査されず、これについて必要があれば分割出願を強いられました。改訂後は、請求項 3 も上記(1)ただし書きの条件を満たしていれば審査されます。

2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正(シフト補正)

シフト補正の判断についても上記と同様の考え方が採用されます。

[例2]

(補正前)

旧請求項 1: A (特別な技術的特徴なし)
旧請求項 2: A+B (Bに特別な技術的特徴あり)

(補正後)

新請求項 1: A+C
新請求項 2: A+B+C

(裏面に続く)↘

(判断)上記ケースでは、従来、A+Bを含む形での補正(たとえば新請求項2)でなければならず、新請求項1は認められませんでした。改訂後は、新請求項2だけでなく、新請求項1も(進歩性があるかどうかを別にすれば)認められます。やはり、上記(1)ただし書きの条件を満たす必要があります。

【実例】

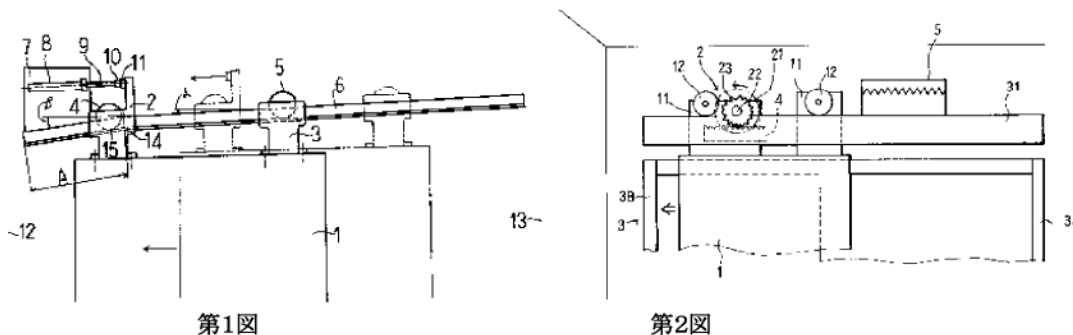
【発明の名称】 自閉式引戸装置

【特許請求の範囲】

1. 間口の上部に傾斜して取り付けられる上レールと、上レール内を走行する戸車と、戸車に連結されて上レールより吊設される扉から構成され、扉が自重によって自動的に閉鎖するように構成された自閉式の引戸装置において、扉が間口を閉鎖する際に、引戸の閉鎖速度を調整する制動装置を備えたことを特徴とする自閉式引戸装置。
2. 制動装置は、上レールの近傍に取り付けられたエアシリンダ(4)である請求項1に記載の自閉式引戸装置。(第1図参照)
3. 制動装置は、上レールに取り付けられたラック(4)と、戸車の近傍に取り付けられた制動用ピニオン(22)である請求項1に記載の自閉式引戸装置。(第2図参照)

【発明の詳細な説明】の抜粋及び図面

従来の引戸装置においては、扉が閉鎖する際、自重によって次第にスピードを増すため、扉が閉鎖端に達した際、勢いよく戸枠に衝突して騒音が発生する。また、指などが挟まれることもあり危険であるという問題があった。本発明は、このような問題を解決するため、引戸装置の閉鎖速度を調整する制動装置を設けたものである。



[先行技術調査の結果]

請求項1に係る発明は文献1(省略)に記載されていて公知である。

[解説]

請求項1に係る発明は、文献1により新規性が欠如しており、特別な技術的特徴を有しない。請求項2に係る発明に特別な技術的特徴が発見されたため、請求項1、2に係る発明を審査対象とする。請求項3に係る発明は、従来の審査基準では審査対象ではなかったが、改訂後の審査基準では、請求項1に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明であり、まとめて審査を行うことが効率的である発明として、審査対象に加えられる。

